

議案第36号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>														
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>2 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 [略]		2 [略]		<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 市長</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>2 [略]</td><td></td></tr><tr><td>3 [略]</td><td></td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの	2 [略]		3 [略]	
機関	事務														
1 [略]															
2 [略]															
機関	事務														
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）を準用した外国人に対する生活保護の措置に関する事務（以下「生活保護準用事務」という。）であって規則で定めるもの														
2 [略]															
3 [略]															

3	[略]
4	[略]
5	[略]

4	[略]
5	[略]
6	[略]

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準備用事務に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第

		法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。)又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)であって規則で定めるもの		283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは市の療育手帳制度に基づく療育手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。)又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3~23 [略]		3~23 [略]		
24 削除		24 市 長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、市営住宅家賃

情報、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業情報、保育所費用徴収情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

25～34 [略]

35 市長 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの [略]

25～34 [略]

35 市長 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの [略]

36・37 [略]

36・37 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。